令和6年1月29日水道部上水道課

緊急貯水槽設置に支障となる樹木の取り扱いについて

1. 概要

恵庭市公営企業緊急貯水槽整備計画 (H30策定) に基づき、災害発生時に広域的な断水が発生した場合に備え、初期の給水活動を円滑に行うことを目的とした応急給水拠点として緊急貯水槽を整備しているところであり、令和6年度には、市民会館前の芝生広場に貯水量100㎡の緊急貯水槽を設置するところです。

緊急貯水槽の設置にあたり、既存樹木への影響を配慮したところですが、一部 支障となるため、その取扱いについて報告いたします。

2. 既存樹木および支障となる樹木

6 樹種、17本の既存樹木が植生しており、その内、3 樹種、3本が支障となります。(別紙1「既存樹木平面図」参照)

3. 支障となる樹木への対応

支障となる3樹種、3本については、仮置き場がないことや移植により枯れる恐れが大きいことから、代替の樹木をあらたに植樹します。

(別紙2「植樹配置図」参照)

4. 今後のスケジュール (案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
緊急貯水槽整備													
植生工事			支障虧未撤	去				代替樹木植	栽				

以上

